

# 熊本市公報 (臨時)

## 第1442号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 臨時発行

### 目 次

### 規 則

○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第1号) .....	44
---	----

規 則

規 則 第 1 号  
令和 3 年 1 月 12 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

13 市営単独住宅（熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 45 号）第 2 条第 8 号の市営単独住宅をいう。）の管理に関する事務	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 8 条第 1 項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 13 条若しくは第 14 条第 1 項に規定する承認に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 16 条第 1 項に規定する収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 17 条（第 32 条第 3 項又は第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは第 20 条第 2 項の敷金の減免若しくは徴収の猶予に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 20 条第 1 項の規定による敷金の徴収に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 33 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定による明渡しの請求に関する事務
	熊本市営住宅条例第 57 条の 2 第 1 項において準用する同条例第 33 条第 4 項に規定する期限の延長に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はそ

	の申出に対する応答に関する事務
	熊本市営住宅条例第57条の2第1項において準用する同条例第34条第1項の規定による家賃の決定又は同条例第2項の規定による金銭の徴収に関する事務
	熊本市営住宅条例第57条の2第1項において準用する同条例第35条のあつせん等に関する事務
	熊本市営住宅条例第57条の2第1項において準用する同条例第37条第1項に規定する収入状況の報告の請求に関する事務
14 小集落改良住宅(熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)第1条の小集落改良住宅をいう。)の管理に関する事務	熊本市小集落改良住宅条例第5条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
	熊本市小集落改良住宅条例第11条に規定する家賃の減免若しくは徴収の猶予に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	熊本市小集落改良住宅条例第12条第1項の規定による敷金の徴収に関する事務
	熊本市小集落改良住宅条例第12条第2項に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
	熊本市小集落改良住宅条例第14条第1項に規定する収入状況の報告の請求に関する事務
	熊本市小集落改良住宅条例第16条第1項の規定による明渡しの請求に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。